

保育士の平均賃金

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.2年	11.9年	333.7千円	65.6%	43.0年	13.3年	370.9千円	34.4%	40.7年	9.3年	262.7千円
保育士	100.0%	36.0年	7.7年	223.3千円	5.4%	31.3年	6.2年	248.3千円	94.6%	36.3年	7.8年	221.9千円
幼稚園教諭	100.0%	33.0年	7.7年	229.0千円	4.5%	38.3年	10.6年	297.7千円	95.5%	32.7年	7.6年	225.7千円
看護師	100.0%	39.0年	8.0年	331.8千円	9.6%	36.2年	7.1年	342.4千円	90.4%	39.3年	8.1年	330.7千円
福祉施設介護員	100.0%	40.5年	6.3年	228.3千円	36.2%	37.8年	6.1年	240.7千円	63.8%	42.0年	6.4年	221.3千円
ホームヘルパー	100.0%	46.6年	6.3年	228.5千円	20.8%	40.1年	4.6年	242.0千円	79.2%	48.3年	6.8年	225.0千円

【年収換算・月収換算した賃金】

	男女計		男		女	
	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算
全職種	489.9万円	40.8万円	549.4万円	45.8万円	376.2万円	31.4万円
保育士	326.8万円	27.2万円	363.7万円	30.3万円	324.7万円	27.1万円

(出典) 平成28年賃金構造基本統計調査

(※) 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

(※) 「年収換算」: 平成27年賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を足した額

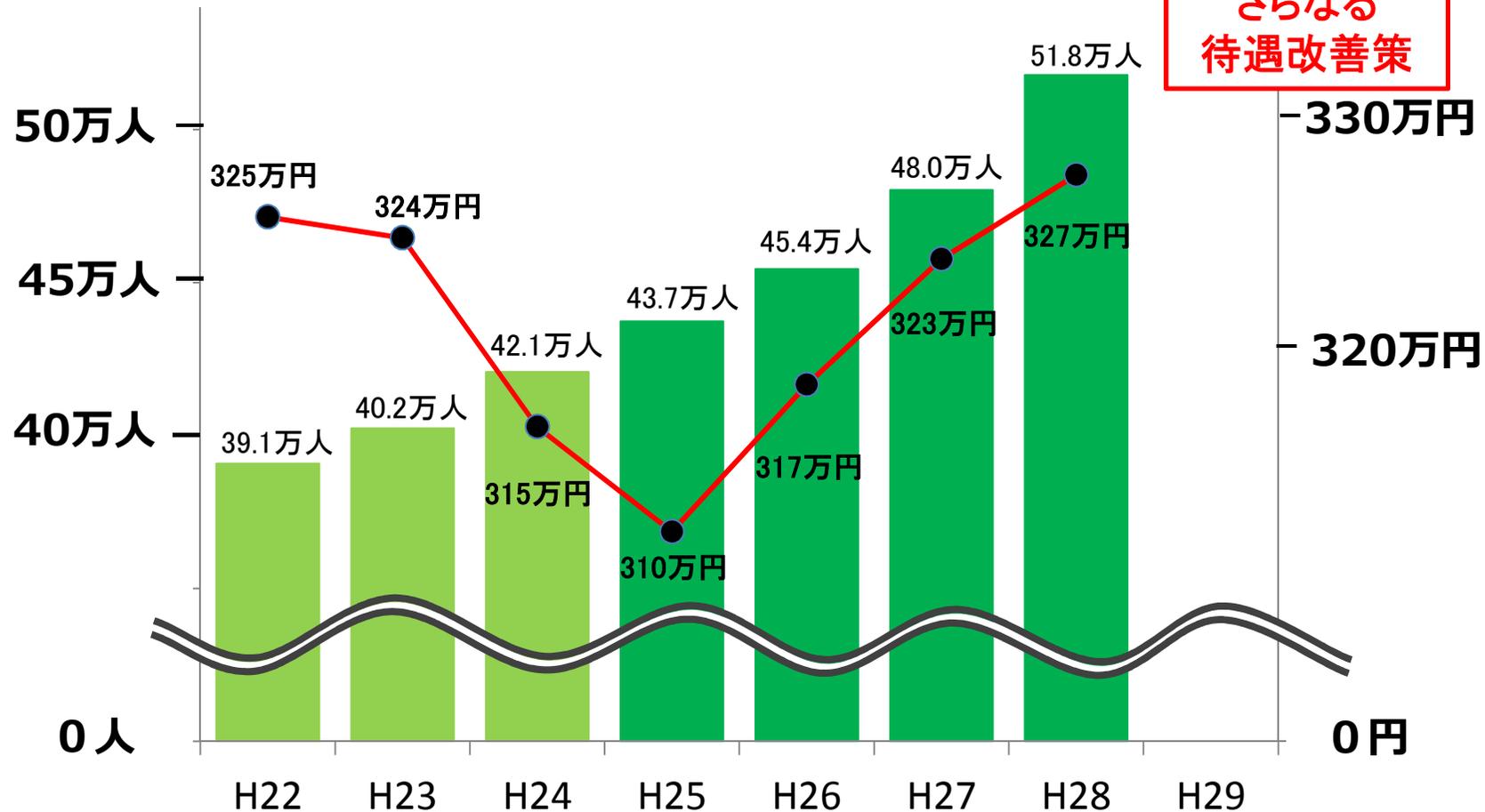
(※) 「月収換算」: 「年収換算」を12で割った額

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



「待機児童解消加速化プラン」
保育を支える保育人材の確保

さらなる
待遇改善策

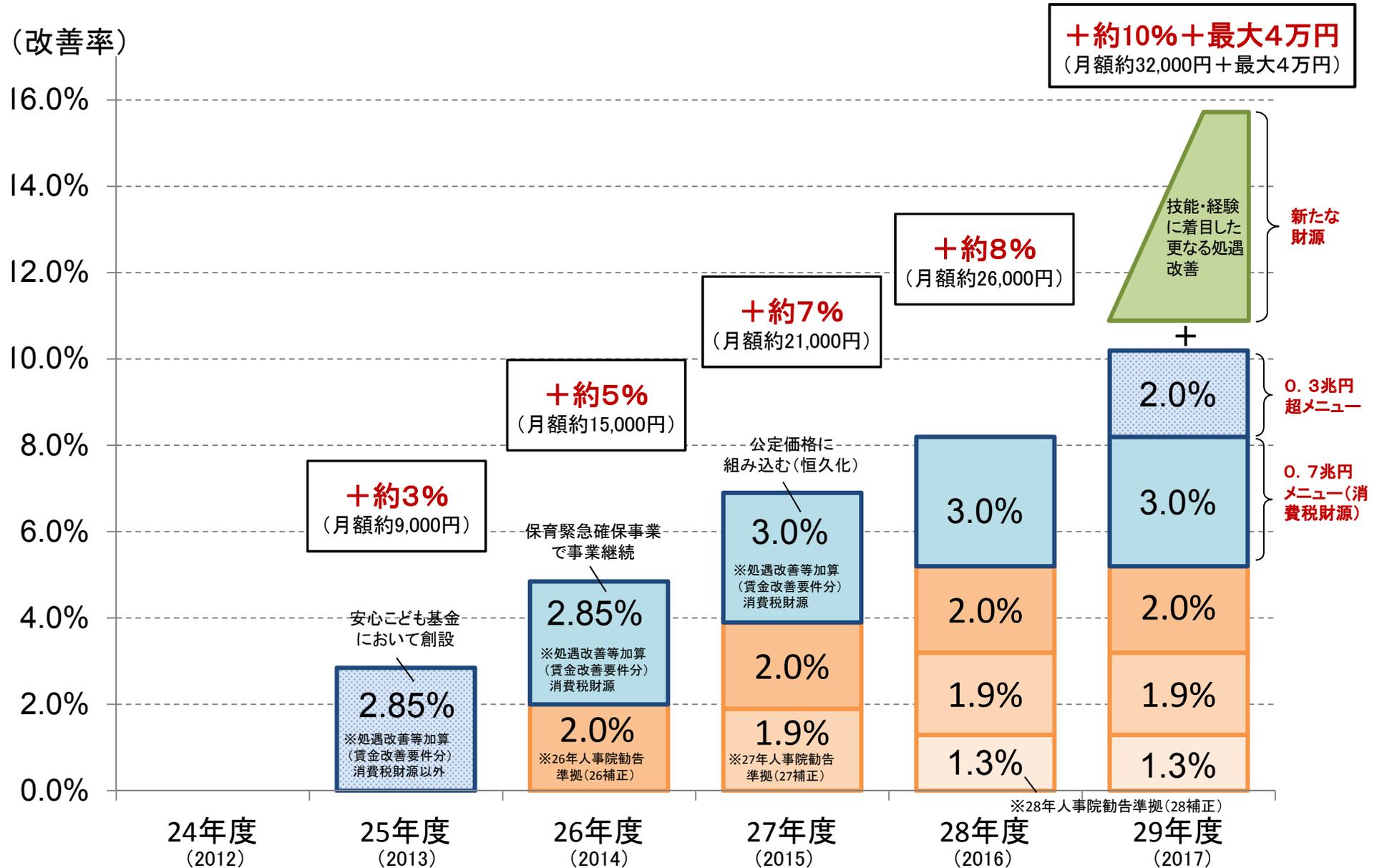


※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

※平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額